

調書 2

第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち

1 市民自治のまち

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み	
1	将来にわたって本市が豊かで住みやすいまちであるためには、市民一人ひとりが責任を持って市政に参加し、市民の意見を踏まえた市政の運営がなされていく必要がある。	★市民主権*の考え方に基づいて自治体経営の基本理念や原則等を明らかにするため、(仮称)自治基本条例を制定する。【企画課】 ・市民自らが計画の達成状況を検証することにとどまらず、「まちづくりの主体」として参加できる仕組みをつくる。【企画課】 ・市民自治によるまちづくりを推進するために、(仮称)市民自治推進計画を策定する。【市民協働課】	中止 包含 中止
2	地域の課題はそれぞれ異なり、住民のニーズも多様化、複雑化してきている。市民自らが地域の課題を解決する主体的な活動を行えるよう、自主的に地域を運営する仕組みや基盤づくりを推進することが必要である。	○★地域の問題を解決する新しい地域自治組織である住民自治協議会の設立とその活動を支援する。 ○住民自治協議会に対して、人的・財政的支援のほか、活動拠点の確保に対する支援を行い、より安全・安心で、暮らしやすい、持続可能な地域社会を協働で形成していく。	
3	市民が活発に市民活動、ボランティア活動を行えるよう、推進を図る必要がある。市民協働を推進する様々な施策や制度について体系化した整理が必要となっている。	★(仮称)市民協働推進条例を制定する。【市民協働課】 ・社会参加・市民活動ポイントシステム*や市民活動支援補助金*、協働事業提案制度*といった既存の事業の積極的な周知を図り、市民が活発に利用できるように努める。【市民協働課】	特筆不要 廃止 包含
4	地域の人たちが助け合い、知恵を出し合えるよう、集える場を整備し、互いの顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において行われる「ふれあい活動」を推進する必要がある。	○「ふれあい活動」を推進するために、活動する場の整備を図る。 ・市は住民自治協議会と役割を分担しながら、地域活動や「ふれあい活動」を担う人材の確保・育成、支援する仕組みを検討し、進める。【市民協働課】	特筆不要

調書 2

第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち

1 市民自治のまち

5	市民参加*が市民に広がっていないなど、十分に市民意見を政策決定に反映できていない現状がある。市民への情報提供が参加の前提という認識を深めた上で、広く市民の意見を集められるよう、適正な運用を図る必要がある。	まちづくり一タ* を開催する。【企画課】 より効果的な参加手法の導入を検討していくとともに、市民参加条例の見直しを含め、適切な運用を図る。【市民協働課】	特筆不要 特筆不要
6	市民の参加、協働を呼び掛けているものの、情報の発信、提供が不十分であるために、参加や協働の前提となる現状の把握、現状認識等において、行政と市民との間に情報の格差が生じている。	○ホームページを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく提供されている情報に問題なくアクセスし利用できるよう、引き続きウェブアクセシビリティ*の向上に取り組む。 市民に対する情報発信を充実させる。【企画課】	特筆不要
7	単独の自治体で行うには困難であり、また非効率的な行政課題の解決にあたり、広域行政という手法も自治体経営の選択肢の一つである。消防の広域化における協議を例に、地方自治を実りあるものとしていく必要がある。	広域行政に関しては、さらなる可能性に関し、調査・研究をする。【企画課】	包含

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み	
1	個人の属性や境遇の違いは、多様な個性をつくり、一人ひとりをかけがえのないものとするが、一方、このことが差別や偏見につながっている状況がある。人権意識の高揚に努め、これを是正する必要がある。また、時代の変化とともに人権侵害の形も多様化しているため、状況に応じた対応をする必要がある。	・人権教育講演会等の実施や人権擁護委員*の活動の充実化を支援する。【市民協働課】 ・人権意識の高揚を推進するための基本的な枠組みについて検討する。【市民協働課】 ・人権・同和教育における施策を学校現場との連携を密にして取り組む。【市民協働課】 ○年齢層や家庭状況などに応じた講座や講演会を実施する。	特筆不要 包含 特筆不要
2	男女平等の確立に向けての意識啓発を行い、「ずし男女共同参画プラン」を推進する必要がある。 ドメスティック・バイオレンス(DV)*被害者等の自立支援と精神的なケアを含めた相談・支援体制の強化・充実が求められている。	○★ずし男女共同参画プラン推進会議と逗子市男女共同参画連絡調整会議の連携を強化し、協働して男女共同参画を推進する。 ★(仮称)ずし男女共同参画推進条例を策定する。【市民協働課】 ○ドメスティック・バイオレンス(DV)や女性が抱える問題などの相談・支援体制の充実に努める。	完了
3	児童虐待等が増加傾向にあり、虐待防止の側面から子どもの人権についての対策が求められている。	子どもの人権についての啓発を行うとともに、相談体制の充実に努める。【子育て支援課】	特筆不要
4	行政の透明性を確保するため情報公開制度を推進しているが、市民が必要としている情報をさらに利用しやすい形で積極的に提供する必要がある。	・市民の「知る権利」を保障するよう、逗子市情報公開条例を適正に運用する。【情報公開課】 ・市政情報広場を充実させる。【情報公開課】	特筆不要 特筆不要
5	行政の取り扱う個人情報については、事務処理の電子化により飛躍的に効率化が進む反面、大量漏えい等の恐れも増大しており、逗子市個人情報保護条例の適正な運用が求められている。 社会保障・税番号制度*の導入にあっても、個人情報保護の厳格な管理・運用が求められる。	・個人情報保護条例を改正し、適正に運用する。【情報公開課】 ・人的ミス等をなくすための職員研修を行う。【情報公開課】 ・行政内部の個人情報管理、文書管理を徹底する。【情報公開課】	特筆不要 特筆不要 特筆不要

◆ 現況・課題、取り組み

No.	現況・課題	取り組み	
1	市民の国際理解を深めるとともに、幅広い交流支援や国際協力の展開が求められている。	- 国際交流や国際協力、平和のまちの在り方を検討し、(仮称)国際交流推進計画を策定する。【市民協働課】 ○国際交流・国際理解について市民への啓発に努める。 ○市民の国際交流活動等を支援する。	中止
2	身近な国際交流活動として、外国籍市民や池子米軍家族住宅居住者との交流を進めるためには、市民の国際性を高めるような啓発活動や交流の場づくりを積極的に行う必要がある。	○★国際理解講座を市民団体との協働により発展させ、また、外国籍市民との交流の場を設けていく。 ○★池子米軍家族住宅内小学校と逗子の小学校との交流を検討する。 ★まちづくりトーク*において、外国籍市民との対話の機会を設ける。【企画課】	特筆不要
3	戦争を知らない世代が圧倒的に多くなった現在、平和とは何かということを学び、それをこれからの世代につないでいくことで、平和意識を喚起し、核兵器のない平和な地域社会の実現を図る必要がある。今後とも世代交代が進む中、非核平和への意識を風化させず、継承していくことが必要である。	★ピースメッセンジャー*を派遣し、市民へ活動報告を行い、共有することを継続する。【市民協働課】 ★ホームページ及びSNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)*等によりピースメッセンジャー活動を紹介する。【市民協働課】	廃止 廃止
4	平和に関する活動について幅広い世代の市民が関わるための支援が必要である。年間を通じて非核平和に関する情報を提供するなど、より生活に身近な啓発活動を推進することが必要である。	★ピースメッセンジャーと市民団体の交流を支援する。【市民協働課】 ○★市民を対象とした非核平和について考える「ずし平和デー」*を市民団体と共催することを継続する。 ★今後設立される住民自治協議会*の各小学校校区の拠点等の場を活用して、非核平和に関する展示等を年間を通して行う。【市民協働課】	廃止 中止